

第二回國會 財政及び金融委員會議錄第十五号

昭和二十三年三月三十一日(水曜日)

午前十二時四十二分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右二門君

理事中崎 敏君 梅林 時雄君

理事塚田十一郎君

赤松 勇君 川台 彰武君

川島 金次君 河井 榮藏君

佐藤觀次郎君 田中鐵之進君

西村 榮一君 林 大作君

松尾 トシ君 大上 司君

栗田 英男君 後藤 悦治君

中曾根康弘君 細川八十八君

松田 正一君 青木 孝義君

島村 一郎君 周東 英雄君

吉米地英俊君 山口 貞一君

淺利 三朗君 内藤 友明君

石原 登君 堀江 實藏君

出席國務大臣 北村徳太郎君

出席政府委員 大藏事務官 伊原 隆君

大藏事務官 愛知 揆一君

委員外の出席者 復興金融 北代 誠彌君

庫理事務官 專門調査員 氏家 武君

三月三十一日委員相馬助治君聘任につき、その補欠として堀江實藏君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十日 臨時資金調整法の廃止に伴う措置に

関する法律案(内閣提出)(第二八号)

三月三十一日 金資金特別会計法の一部を改正する

法律案(内閣提出)(第二九号)

第一類第十六号 財政及び金融委員會議錄

第十五号 昭和二十三年三月三十一日

地方自治法第百五十六條第四項の規

定に基き、稅務署の増設に關し承認を

求めるの件(内閣提出)(承認第二号)

政府が発行する割引券の当せん金に

對する所得稅の課稅の特例に關する

法律案(内閣提出)(第三〇号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

全官公廳爭議解決に關する勸告決議

案に關する件

復興金融庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出)(第二二号)
臨時資金調整法を廃止する法律案
(内閣提出)(第二四号)
大藏省預金部特別會計の昭和二十三
年度における歳入不足補填のための
一般會計からする繰入金に關する法
律案(内閣提出)(第二五号)
臨時資金調整法の廃止に伴う措置に
關する法律案(内閣提出)(第二八号)
金資金特別会計法の一部を改正する
法律案(内閣提出)(第二九号)
○早稻田委員長 會議を開きます。
本日はまず昨日日本委員會に付託した
されました臨時資金調整法の廃止に伴
う措置に關する法律案を議題といたし
ます。まず政府の説明を求めます。愛
知銀行局長。
臨時資金調整法の廃止に伴う措
置に關する法律案
日本興業銀行は、昭和二十三年三
月二十五日以前に発行した債券の借
換のため債券を発行する場合には、
日本興業銀行法第十二條の規定によ

る制限によらないことができる。
昭和二十三年三月二十六日午前零
時に、金資金特別会計に關する興業
債券は、当該債券が譲渡されるまで、
引き続きこれを金資金特別会計に属
させることができる。
商工組合中央金庫は、昭和二十三
年三月二十五日以前に発行した債券
の借換のため債券を発行する場合には、
商工組合中央金庫法第三十一條
の規定による制限によらないことがで
きる。この場合には、同法第三十三條
第二項の規定は、これを適用しない。
昭和二十三年三月二十五日以前に
臨時資金調整法第十條ノ四第一項又
は第十條ノ五第一項の規定に基き、発
行された証券、同法第十條ノ七の規
定に基き取り扱われ、又は同法第十
條ノ十第一項の規定に基きなされた
貯蓄、同法第十條ノ十二第一項又は
第二項の規定に基き發賣された証券
並びに同法第十三條第一項の規定に
基き發行された貯蓄債券及び報國債
券については、なお従前の例によ
る。
臨時資金調整法第十條ノ七に規定
する貯蓄で、昭和二十三年三月二十
五日以前に政府がその取扱をさせる
処分をなし、その処分に従つて同條
に規定する命令に定める者が、この
法律施行後その取扱をするもの並び
に同法第十條ノ十二第一項に規定す
る証券で、昭和二十三年三月二十五
日以前に政府又は都道府縣が当該証
票を發賣させる処分をなし、その処

分に從つて同條第一項又は第二項に
規定する命令に定める法人が、この
法律施行後發賣するものについて
も、また前條と同様とする。
資金吸收特別方策委員會は、これ
を廃止する。
この法律施行前になした行為並び
に第四項に規定する貯蓄及び証券並
びに第五項に規定する証券に關し、
この法律施行後になした行為に對す
る罰則の適用については、なお従前
の例による。
臨時資金調整法第二十條の規定
は、當分の間、なおその効力を有す
る。
日本興業銀行法第三十一條ノ四
但書の規定は、當分の間、これを適
用しない。
附則
この法律は、臨時資金調整法廃止
の日から、これを適用する。
○愛知政府委員 臨時資金調整法の廃
止に伴う措置に關する法律案につきま
して提案の理由を御説明いたします。
臨時資金調整法の廃止はかねての懸
案でありましたので、今次國會にその
廃止に關する法律案を提出いたしまし
たが、同法律案におきましては、都合
により、必要な経過措置に關する規定
は一切掲げてありません。従つても
はそのまま施行せられますときは、臨
時資金調整法に基いて適法に行われて
いる行為、あるいは適法に發行した証
票は發賣せられました証券、証券等につ
きまして、これらがいずれも無効とな

り、これが処理に關し秩序を乱す等の
おそれがありますので、ここに経過措
置を規定する法律案を提出いたした次
第であります。
その要点を申し述べますれば、第一
は、興業債券及び商工債券につきまし
て、償還期が到來するものにつきまし
ては、これを借換させる必要がありま
すので、借換のための發行のみは、今
後も引続きこれができるとしよう
というのであります。
第二は、臨時資金調整法によりまし
て、金資金特別會計が所有いたしてお
ります興業債券は、今後も引続きこれ
を所有することができるといたした
のであります。
第三は、臨時資金調整法に基いて發
行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、
報國債券及びいわゆる宝くじ、並びに
同法に基いて取扱われていたいわゆる
割増金附貯蓄等につきまして、この際
繰上償還や預金契約を變更することは
かえつて弊害を伴いますので、今後も
それらのすでに與えられた條件通り
にこれを処理し得るよういたしました
るとともに、そのうちいわゆる割増金
附貯蓄及びいわゆる宝くじにつきまし
ては、その取扱または發賣に關して命
令が發せられていたため、一切の準備
がすでに進行しているものは、その分
に限りまして、特に今後の新たな取扱
や發賣を認めようというのでありま
す。
最後に、臨時資金調整法に規定せら
れている罰則に關して、同法廃止後

これを有して、同法廃止後もこれを有効とすることが適当と認められますので、必要な規定を設けることとしようとするものであります。

以上この法律案の要点につきまして御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことを希望いたします。

○内閣委員 たいだいま提出されましたその法律案と、それから前会に提出された臨時資金調整法を廃止する法律案というものが出ておりますが、この両案につきまして、これを廃止することにより、いろいろな関係のことを詳しく当局から承りたいと思うのであります。願わくば速記を止めて、愚憚のないお話を一應伺つたらと思うのであります。

○早稲田委員長 たいだいま内藤さんのお説もありますのでさよう取計らいたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議がないようでありますから、さよう取計らいます。速記を止めてください。

〔速記中止〕

○早稲田委員長 速記を始めてください。

暫時休憩します。午後一時半から再開いたします。

午後三時三十分開議

○早稲田委員長 会議を開きます。臨時資金調整法を廃止する法律案、及び臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑を継続いたします。

○河井委員 この両案につきましては、もうすでに午前中に質疑を十分盡されておりますから、質疑を打ち切られまして、討論を省略して採決に入りたいと思ひます。

○早稲田委員長 たいだいま河井さんから両案に対しては質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入るといふ動議が出ましたが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議ないようでありますので、さようはからいます。両案に対して御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○早稲田委員長 起立総員。両案は原案の通り異議なく可決確定いたしました。

○早稲田委員長 次に金資金特別会計法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になっております。それからいまま一つ、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の増設に關し承認を求めると、以上二件が付託になつておりますので、まず金資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題として政府の説明を求めます。

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ一億圓ヲ限リ一般會計ヨリ繰入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テハ後日本資金より当該繰入金ニ相當

スル金額ニ達スル迄ノ金額ヲ一般會計ニ繰入ルベシ  
附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○伊原政府委員 金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

金資金特別会計におきましては、資金の運用をいたしまして、貴金屬の買戻操作を行つておりますが、この操作を行うにあたりましては、産金法等によりまして新産貴金屬は全部買上げを要しますとともに、買上げ貴金屬の國內消費向けの拂下げにつきましては連合國司令部の承認を必要とし、同司令部よりは四半期ごとに國內消費の必要最小限度の拂下げ数量を指定いたされ

ておりますので、買上げ貴金屬の金額は、常に手持貴金屬の拂下金額を超過しておられます状態でありまして、つきましては、この買戻のアンバランスから生じます資金の不足を、一般會計から繰入金をもつて補填いたしたいと考へる次第でございます。しかして本年三月中における買上げ貴金屬の支拂所要額は、約三千四百六十九万八千円でございます。これに對し、三月中旬の資金残高は約四百五十万円でございまして、差引き三千九百八十九万八千円を四月に繰越すことになり、また四月中の買上げ貴金屬の代金見込額約六千四百八十三万円の合計額、約九千九百五十二万八千円の不足を生ずることとなるのでございまして、この不足金額の端数を切上げまして、一億圓を、別途提案いたした昭和二十三年度一般會計暫定予算に計上いたしますとともに、法律をもつてその旨を規定する必要があると

すので、金資金特別会計法に繰入に關する一條を設けた次第でございます。以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。なお特別會計の性質に鑑みまして、後日本會計の金繰りが樂になりました際には、その繰入に相當する金額は、本會計から一般會計へ繰入れることといたしますため、これに關する規定も設けた次第でございます。何とぞ御審議の上速やかに御賛成くださいとすよう特に申し上げる次第であります。

○河井委員 この金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御尋ねたいのは、まず現在の日本の産金

がどういふ状態になつてゐるか、またそれを拂下げるのがどれくらい拂下げであるか、またそれを拂下げるのが溜りつづめるのでありますが、そういう状況を承りたいのであります。

○伊原政府委員 産金の状況につきまして申し上げます。わが國の産金額は御存じのように非常に多かつたときには、昭和十四年、十五年、十六年などには、内地だけで二十五ト

ン以上に上つたことがございまして、その後御存じのごとく、昭和十八年に軍需工業の優先の政策のもとに、金鉱業整備ということが行われまして、相當の稼行金山を休廃止いたしました。二百五十一鉱山を廃止いたしました。それから六鉱山を保抗の鉱山として、主として銅とか鉛の産出に随伴いたしたものが残つたわけでありまして、金の産額は昭和十九年には五

トンに減りまして、二十年には三、九トン、約四トンに減つたわけでございます。二十一年には一、二トンになり、二十二年、昨年の実績は二、一五三ト

ン、約二トンとちよつとというふうになりました。二十三年には私も約三トンぐらいは出はしないかというふうに見込んでいた次第であります。この金につきましては産金法という法令と、ポツダム宣言によりまして貴金屬の移動禁止に關する勅令が出ております。金は御存じのように産金法によりまして含有金を製錬いたしましたものは、一箇月以内に政府に賣らなければならぬということになつておるのであります。そこでこの規定に基づきまして、新しい産金は政府に賣られておるのであります。その額はたいだいまのところ、たとえば昭和二十二年について申し上げますと、第一、四半期におきまして〇・二一八トン、第二、四半期におきまして〇・五二二トン、第三、四半期については一・一二四トン、第四、四半期は二月まで〇・四二二トン、昭和二十二年度におきまして二月末で合計二・二八七トンというふうなものを買上げております。これは新産金のほかに一部繰上金もはいつておりますので、約二・二トン買上げております。逆に賣りましたものは、二十二年

年度第一、四半期〇・四二六トン、第二、四半期〇・四七九トン、第三、四半期〇・三七八トン、第四、四半期は二月末で〇・二二三トン、合計一・五〇六トンでありまして、買いましたものは二・二八七トン、賣りましたものが一・五〇六トンでございます。その差額がだん／＼に開いてまいつたというわけでありまして、この賣ります方はたいだいま申し上げましたように、ポツダム勅令によりまして貴金屬の移動禁止に關する勅令というのがある

ので、金資金特別会計法に繰入に關する一條を設けた次第でございます。以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。なお特別會計の性質に鑑みまして、後日本會計の金繰りが樂になりました際には、その繰入に相當する金額は、本會計から一般會計へ繰入れることといたしますため、これに關する規定も設けた次第でございます。何とぞ御審議の上速やかに御賛成くださいとすよう特に申し上げる次第であります。

ン、約二トンとちよつとというふうになりました。二十三年には私も約三トンぐらいは出はしないかというふうに見込んでいた次第であります。この金につきましては産金法という法令と、ポツダム宣言によりまして貴金屬の移動禁止に關する勅令が出ております。金は御存じのように産金法によりまして含有金を製錬いたしましたものは、一箇月以内に政府に賣らなければならぬということになつておるのであります。そこでこの規定に基づきまして、新しい産金は政府に賣られておるのであります。その額はたいだいまのところ、たとえば昭和二十二年について申し上げますと、第一、四半期におきまして〇・二一八トン、第二、四半期におきまして〇・五二二トン、第三、四半期については一・一二四トン、第四、四半期は二月まで〇・四二二トン、昭和二十二年度におきまして二月末で合計二・二八七トンというふうなものを買上げております。これは新産金のほかに一部繰上金もはいつておりますので、約二・二トン買上げております。逆に賣りましたものは、二十二年

年度第一、四半期〇・四二六トン、第二、四半期〇・四七九トン、第三、四半期〇・三七八トン、第四、四半期は二月末で〇・二二三トン、合計一・五〇六トンでありまして、買いましたものは二・二八七トン、賣りましたものが一・五〇六トンでございます。その差額がだん／＼に開いてまいつたというわけでありまして、この賣ります方はたいだいま申し上げましたように、ポツダム勅令によりまして貴金屬の移動禁止に關する勅令というのがある

ので、金資金特別会計法に繰入に關する一條を設けた次第でございます。以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました。なお特別會計の性質に鑑みまして、後日本會計の金繰りが樂になりました際には、その繰入に相當する金額は、本會計から一般會計へ繰入れることといたしますため、これに關する規定も設けた次第でございます。何とぞ御審議の上速やかに御賛成くださいとすよう特に申し上げる次第であります。

○河井委員 この金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御尋ねたいのは、まず現在の日本の産金がどういふ状態になつてゐるか、またそれを拂下げるのがどれくらい拂下げであるか、またそれを拂下げるのが溜りつづめるのでありますが、そういう状況を承りたいのであります。

○伊原政府委員 産金の状況につきまして申し上げます。わが國の産金額は御存じのように非常に多かつたときには、昭和十四年、十五年、十六年などには、内地だけで二十五トン以上に上つたことがございまして、その後御存じのごとく、昭和十八年に軍需工業の優先の政策のもとに、金鉱業整備ということが行われまして、相當の稼行金山を休廃止いたしました。二百五十一鉱山を廃止いたしました。それから六鉱山を保抗の鉱山として、主として銅とか鉛の産出に随伴いたしたものが残つたわけでありまして、金の産額は昭和十九年には五トンに減りまして、二十年には三、九トン、約四トンに減つたわけでございます。二十一年には一、二トンになり、二十二年、昨年の実績は二、一五三ト

ン、約二トンとちよつとというふうになりました。二十三年には私も約三トンぐらいは出はしないかというふうに見込んでいた次第であります。この金につきましては産金法という法令と、ポツダム宣言によりまして貴金屬の移動禁止に關する勅令が出ております。金は御存じのように産金法によりまして含有金を製錬いたしましたものは、一箇月以内に政府に賣らなければならぬということになつておるのであります。そこでこの規定に基づきまして、新しい産金は政府に賣られておるのであります。その額はたいだいまのところ、たとえば昭和二十二年について申し上げますと、第一、四半期におきまして〇・二一八トン、第二、四半期におきまして〇・五二二トン、第三、四半期については一・一二四トン、第四、四半期は二月まで〇・四二二トン、昭和二十二年度におきまして二月末で合計二・二八七トンというふうなものを買上げております。これは新産金のほかに一部繰上金もはいつておりますので、約二・二トン買上げております。逆に賣りましたものは、二十二年

て、大蔵省に、主として歯科医用品でございまして、申請をして、司令部の許可を受けて拂下げるといふ手続をとつております。ただいまのところ金資金の手持は二十三年三月二十六日現在に於きまして、金の地金は二、〇六八トシ、約二トシございます。なおそのほかに銀がございまして、銀は百五十トシ、金資特別会計が百五十トシの銀の手持をいたしております。もちろんこのほか終戦時の保有分で、連合軍に接收されてその管理下にある金銀といふものがあります。これは司令部の発表によりますと、一億三千七百万ドル、これがいわゆる輸出入回轉基金の信用の基礎になるものであります。

○早稻田委員長 他に質疑はありますか。

○早稻田委員長 それでは次に移ります。大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度のおける歳入不足補填のため一般会計から繰入金に関する法律案を議題として質疑をいたしたいと思います。質疑はありますか。

○早稻田委員長 それでは次に復興金融庫法の一部を改正する法律案に対する質疑を継続いたします。

○塚田委員 予算の審議で終わって御多忙である大臣をわざわざ煩わしませんでしたことに恐縮ですが、問題がたいへん重要な問題のように考えられますので、特に出席をお願いいたします。次第であります。実は復金問題につきましては、先日ちよつとごく根本的な問題についてお尋ねをいたして御回答をいただいたのでありますが、その後私いろいろ研究してまいりまして、どうしても復金の機構そのものに、何ら

かの考慮を加えるということではなくては、こういう状態では、たいへんではないかというように考えられる点が非常に多いのであります。それで今までの数に多いたつて行われました復金の増資、そのときにわれわれの氣勢の上では、どうも心から賛成しかねるといふような気がいたします。おつたにもかかわらず、結局これを通さなければならぬという最後の判断をするようになりまして、これは出さないと日本の産業が、殊に重要産業の運行が止つてしまふ。そうすると日本の今一番重要な問題である産業再建といふのができなくなる。当面緊急の必要のためという、ただ一つの理由がいつても最後の判断することの重要な支配的要素になる。今度の提案について、過日からの政府当局の御説明及び御答弁についても、やはりそれ一つが原因になつておる。とにかくこの前の百五十億が三月までの資金、今度の二百億は、第一、四半期にどうしても必要なんだということなんでありませう。

そこでこの際私どもが一番心配をいたしておりますのは、過去一年間の復金の融資状況に鑑みて、これは金を貸して産業を起すという形ではなくして、産業を起すということとは大事なことでありまして、金を出すのであります。その出した金は、形は融資であるけれども、実質は融資をしたということではなくて、実は助成金を與えているという結果になつておる。なぜそういうことになるかという、貸した金は現実にはなか／＼容易に回収できない。またかりに他日いつかの機会に名目だけは貸した金額は返つてきまし

ても、そのときには実質的にはインフレの高進というものがあつたものでありますから、それらの事業に相当実質的な援助を、これは國家の重要な産業であるという形においてした結果になる。昨年中におきまして一般に言われておるところによると、大体三倍の物價の値上りをしておる。逆から言うならば三分の一に貨幣價値が落ちておるといふことになる。貸しただけの金額を名目的な数字において返された場合は、実質的に二倍のものは助成しておる。こういう結果にならざるを得ない。そうなることも日本の産業再建のために必要であるということになれば、必ずしも避くべきではないということはおそらくはよく承知している。しかしながらもしそれが助成といふような性質のものであるならば、出すときにもう少しこれは別の形で、眞剣な審議をしておかなければならぬのじやないかというの、今度の復興金融庫の増資に際しては、強気の強い氣持であります。ところが現実に復金の増資といふものは、この財政金融委員会におきましては、何が政府の別働隊である一種の金融機関の資本を増額するといふ形において行われている。従つて過去の事例に徴しても、また今回の場合におきましても、各委員からの質問はごく單純にあつさりしたものになつておるのであります。それが実際に金が出るときは、今申し上げるような結果になつておるといふことになる。もう少し眞剣にその問題の所在を捉えて議論をしておかなくちやならぬ。そうなることは予算委員会とも関連をいたすのでありますが、大体昨年一年に増資いたしました七百億

のうちで二十三年度の予算において、拂込みによつて復金のしりを拭う國家予算が大体五百六十八億あるといふことが本日新聞に見ますところの二十三年度の予算の案の中にあるのであります。こういう形が出てくるということになる。結局この委員会において復金の増資をするということは、次年度の増資をここできめておるといふ実質上の効果をもつておる。それをこつこつと繰り返して復興金融庫の増資といふような妙な復興金融庫の増資という形で行なつたから、十分な審議が行われずから、通つてしまふ。これは相當大きな問題になるのじやないかと実は私は考へておるわけでありませう。そこで私どもの考へますのは、もし金を貸すといふものであるならば、もう少し別の機構があるのじやないか。それは復興金融庫といふものでやらせるか、あるいは在來の興銀、もしくは勧銀といふようなものを別に考へなおして、そこでやらすか、それともまた市中銀行でやらすか、これは私どもも急速に結論まで行つておらぬのでありますが、少くとも今の復興金融庫のような脆弱な機構。そして現在のような復興金融委員会、有志懇談会といふような形にしておくのでは、不適当なものではないかと考へられます。それから一つは、もしもまた別の解決を考へるならば、そういうように実質が補助的なものであるならば、これは最初からはつきりと予算を出して、しりを拭つておいていただくといふことの方が、國民の前に明かに、そのとき／＼に伺つて問題の所在を吟味し、審議する機会を與えるという意味において、むしろ適當である。このどちらかの方法で、もつ

と復興金融庫の融資といふものを、眞に國民が納得した形に於いてやるのではないとすべし、じやないが、従つてこの際そのどちらかの方法に、金融庫の機構その他の改革、もしくは予算の面の改正といふようなことで、問題の所在をはつきりしていただくということにして、復興金融庫の今までの増資々々でいく行き方といふものをかえていただくのではなくて、にわかには御賛成できないのではないかと、こつこつと考へ方を考へておられるのであります。その点について、これはごく根本的な問題でありませう。ひとつ大蔵大臣がどういふ御所見もつておられるか、お伺いしておきたいと考へるのであります。

○北村國務大臣 ただいまの塚田委員の御質問は、復興金融庫のあり方等について、きわめて根本的な問題を御提供になつたものと考へるのであります。きわめて重大であると思つております。何と申しましてもこれは復興金融法に明示されておられますように、一般金融機関において融通することができない面に、日本の産業復興のために必要にして、しかも普通金融機関によつて融資し得ざるものについてやるということを目的としたておられます。これはあるリストの高位のものを扱つておることは、復金の本来の成立の目的から申しましてやむを得ない。ただ好んで危険を負うといふような結果になつては相なりませぬので、その点について御承知の通り、な機関がございまして、幾通りかの機関を通じて、慎重に相當嚴重な調査をいたしまして、融通することが単に金融だけに止まつてはならぬ。また目的以外に流

用されてはならぬというよりな点で、事前事後の監督はもちろんでありますけれども、もし設備資金であるならば、接受すべき物資資材がどこにあるか、どこからどういふふうなルートで流れるかというふうなことで、相当こまかく勘案をしなければ、融資を決定しないというふうな方策になつておること御承知の通りであります。ただ復興金融庫というふうな組織が適当であるかどうかという点になりまして、これは非常に問題がある。それから政府の助成的なものが貸金の形で出ているじやないかというふうな意味の御説もありましたが、率直に申し上げますと、中にはそういうものがないとも申されません。たとえば炭鉱鉱夫のために必要な住宅を建てるといふような場合には、結局長期にわたつてこれを回収するといふような方針で、一應その建設の資金を復金から貸すといふことになりまして、ある意味においては助成に近いようなことになる。また貨幣価値から申しますと、安定価値計算でもやらない限りは、御承知の通り回収したときには、インフレによつて貨幣価値が下つておるじやないかといふことになるのでありますけれども、

これは一般の金融論として考えられる。さればといつて安定価値計算といふものが採用されるかどうかといふことは別な問題になる、こう考えます。それで問題の少くとも一つの点は、これはこの委員会でも申したかと思つてありますけれども、復金の弱体と申しますか、あるいは弱みと言いますか、それは事業の活動しておる状態を、常時把握することが困難な組織になつておる。一般金融機関ならば受入と貸出

と併せてやつておる。従つて一たん金を貸すが、実際にはいづべきものはみなその機関に収める。そうして金銭の出入りを通してこの企業体の実態、非常に、動的な動きを常時把握することが出来る。しかるに復金は貸すことだけであつて、融資することだけであつて、受入れるということが行われないうことになつておるために、企業の動的な常時の動きを見ることがきわめて困難な状態にある。むしろこれはいろいろの表をとりつたり、各種の調査表などをとつたり調査したりいたしておる。それを把握することも、なおほんとうの実態的なものを把握することが困難な組織になつておる。この点は復金の一つの欠点でありまして、これは何とかして修正すべきではないか。たとえば預金の受入もやるということになれば、いやくとも融資した以上は、一切製品を受出し、あるいは政府の決裁を受けるとか、あるいは政府の決裁を受けるたとかいふようなことは、一つずつ具体的には必ずいづつくる。支拂いについても復金に対して小切手を発行することによつて、これは何の費用とわからず、企業のはんとうの生きた動きを把握することが出来る、そういう点に

一つの欠陥があるのではないかといふようなことを考えておるわけでありませう。これはどういふふうによればいいかわかりませんが、一つの点としては、そういう点を考えておる。それからお説の政府の助成的な性質を帯びたものがあるのじやないかとおつしやると、これは私は否定できない。率直に言へばそれはある。あるが出来るだけ抑えてかからなければならぬと思ひます。しかもまた復金とい

うものの特異な性格に鑑みて、これはほかの機関でできないことであつて、しかもどうしても助成的な融資をしなければならぬということも、今の日本の産業復興の途上の状態では起り得る。どこまでそういうものをやるかという点については、これはお話のようきわめて厳正なことをはめて、そうして事前の審査、事後の監督を、一層厳重にやることはきわめて同感でございます。従つて融資以後の、事後の監督監督等については、今までやつておるよりも、もつと徹底するようにやることを復金当局にも命じておられます。そのことは実行しつゝあるのであります。一應ただいまの御質問に対して、思ひ浮ぶことを申し上げましてお答えをした次第であります。

○塚田委員 御答弁をいたした面もあるし、ただ足りない面もあるのではありませんが、もう一つ具体的に御話申し上げて伺つておきたい点は、二十三年度の予算に今度五百六十八億といふ、復金に拂ひ込む、金が載つておるようであります。これが昨年度、つまり復金が今の機構のように増資をして貸出して、しりを予算にもつていくといふことになつて、正面から予算に

もつていつたという形であつたら、このような形です。とおそらく金は出なかつたらう。なぜ出なかつたらうと思ふかといふと、結局それはそういう用途そのものも性質からくるのであつて、過去に今まで七百億の資金が大体使われておるような用途に、かりに金が使われるといふことで委員会に出つたら、審議がおそらく、あるいは否決になつたかもしれぬ。かりにこれが可決になるにしても、相当

深刻辛辣な論議が聞かれた上において、初めて可能なのである。ところが復金というふうな機構を通していくものだから、する／＼といつてしまつて、国会は政府にただこれだけの金を貸しなさいといふつもりで論議をしておつた。ところがただいま大臣のお認めになるように、一部分はほとんど助成という形で、またたく国会が関與しないという形になつて出ていつてしまふ。だから私も今も今のような復金機構を存在さすとするならば、その面の何らかの措置をするのでなければ、これはどういふかぬのじやないか。こういうふうなことをお説しておる。ところが議論ばかりしておりまして対策がないのでいづつでも困るのであります。私も自分も素養も十分ないし、十分なスタッフもないし、なかなか対策が立ちにくいのであります。そこで私はどういふふうな御話のお話だ、ひとつそれに対して政府側においても考慮されて、そういう懸念ならば、どういふ形でもつて、その欠点を補つていくといふことをお考えいただけないか。もしありとするならば、そういうものをひとつお示し願ひたい。

○北村國務大臣 今復金の現在やつておるものに対する対策があるかと言われると、ただいまはございませんので、それで一つのことは、以前は復興金融委員会というものが、当時の貴族院、それから衆議院の国会議員を構成の中に入れて、国会議員の中の財政のことがよくわかるような道のエキスパートに委員になつておつて、その辺で検討が十分せられた。一々の大口貸金等については、その委員会の議を経ておつたので、これは一つのいい途

であつたと考えるのですけれども、今は国会議員はそういう委員になつてはならない、そういう考え方になつたために、国会議員でかつ委員をやつておられた方々は、みんなお止めになるといふことになつておるのであります。これもまたどういふ制度がもし出来るならば、その方がなおよかつたと思ふのですが、それもできていないといふような状態でありまして、今復金というものの在り方をどうするか。これは昔の興銀のような行き方にしたとしても、どうも重点産業をやむを得ないものについては、政府保証をもつて貸出しをせしめた。融資命令など出して政府が保証したといふこともありまして、これもまた復金が現にやつておるとあまり違わぬような方法になつておるじやないか。従つて事柄自体はやはり今の日本のおかれておる非常にめんどろな、容易ならぬ経済情勢といふもの、また復金がどうも一般金融機関でできないことを引受けなければならぬといふ立場におかれておるといふような点が、ただいまお話になつたのであつて、これについては、もし塚田委員において、どうもやつたらどうかといふような御高見がおりますならば、ひとつこの際御馳せっていただけば、たいへん結構だと思ひます。

○塚田委員 考えがないから、ひとつ智恵を貸していただきたいといふことをお尋ねしたら、私の考えを言えといふ御答弁で、まことに当惑するのであります。この問題はそれでは今後研究させていただきます、またその研究の過程において、政府の当局と十分御懇談



していきたい、こう考えるのであります。

そこでいま一つ根本的な問題は、今まで増資されますときに、増資に所要な資金の額というものは、いつでも需

要される額というものが基準になつておつて、過去に出たものが回収されて、それが新しい資金に変わるとい

ものはほとんどないのであります。今度の二百億の場合にも、いろ／＼なその

予算の内訳を見ても、たつた四億何千万円かしかない。もう七億

も出ておるのであります。七億全部ではありませんが、相当数出ておるの

であります。それからいろいろ調べてみますと、公團基金を別にいたしまし

ても、流動資金という面だけに出ておるものが、百七十億くらいあるように

私どもと計算いたしました。これだけの金が出ておるのに、これから先の

三箇月に、その中からたつた四億六千万円しか回収ができないということ

は、これはどういふものか。殊に御提供になつた資料によりますと、赤字融

資というものが過去に出ている運轉資金の中に相当あるらしい。これは最近

物價改訂という問題が取り上げられておるのでありますからして、物價改訂

になれば、おそらく当然回収されるべき性質のものではなからうかと考える。

この金が回収されたときに、その資金がどういふうにあつて、物價改訂とい

うものがあつて、物價改訂されれば、回収予定の中にその数字も入れて

おかれてよいのではないか、こつていふように考えるのであります。それから

また過去において赤字融資というものが、さういふうにあつて解決される時期が

来ても、さういふうにあつて解決される時期が来ても、さういふうにあつて解決される時期が

来ても、さういふうにあつて解決される時期が来ても、さういふうにあつて解決される時期が

より公定價格が低いから、補助金の形で赤字融資が出ておる。ところが公

定を上げてそれがあつて、増資に必要とするように政府がしてやつても、その金

が復金に返つて来ておらないといふやうな事情にあるように見受けられる。

まは今度の予算にも上つていない。また物價改訂をしても、その金は回収

できないといふつもりで政府がおられるのかどうか。その辺もちつともはつ

きりしておらぬ。いつでも新しく需

要される金だけを計上して、この三箇月にこれだけ要るから、今度はこれだけ

けび増資してくれ、こつていふやうに言われるといふことは、これは少し考

え方の根拠に疎漏な点があるのではないか、こつていふやうに考えておるわけ

であります。これらの点について御意見を伺ひたい。

○北村國務大臣 奥はさつてくらんに申し上げますが、塚田委員のお手もと

に行つておる資料というものを私はまだもつていないのであります。それか

ら今復金の委員会等も行われておるのでありますけれども、過日來の國會の

御承知の通りの情勢で、一度も見ていないといふやうな關係で、復金の問題

はさつて重大でありますし、たゞいまの御報告はさつて重大な御報告で

ありますから、將來の復金のために十分たゞいまの御意見をとり入れて、検討いたし直したいと考

へておるのであります。ただ資金の計画につきましても、四半期ごとにこれは

資金計画を立てまして、それに基づいて、その一定のうちに従つて出すとい

ふことをきめて、そのわくの具体的な問題は、幾段かの機關を通して最後に

決定するといふことになつておるのでありますけれども、その資金計画が大

ありますけれども、その資金計画が大體たゞいま安本中心になつておる

で、これなどは、できればもつと民主的な方法をとりたい。國會からも参加

していただいて、國會ともつと緊密な連絡のもとに、また國會の代表的な方々

の御理解のもとに、安本を中心とするだけでなく、國會と連繫ができるやうな方

法でやるやうにかへたい。これも一つ大きな改正の点であると考えてお

ります。それから石炭その他の赤字金融をやつておるが、これは還流が非常に

遅い。お話のごとく予定通りにいつていないことは、これはどうも物價の改訂が

遅れておる。そのため物價の改訂をまつてそれでカバーして、復金の赤字融

資が還流されてくるのであるが、いろいろな關係から改訂が遅れておるため

に、当初予定された期日通りはいつていないといふことも一つの原因をなして

を傾倒しております。ところが一旦貸したあとの回収に対しては、決して努力しておられないわけではないけれども、申込みの殺到しておることを処理する割合には、力が足りないのではないかと私の方でも認めるのであります。これははいけませんので、ただいまお話のように貸出し後の監督監督というものを一層具体的に、どういう方法によればよろしいか、これは研究いたしますけれども、具体的な方法を立てたいと考えております。しかし一方から言えば、回収率ののりよいものを復金に出されて、回轉率のいいものは市中でもやれるということになつて、復金には回収率の悪いものだけが集まるという傾向がないでもない。そこで一應回収の期日になせやらぬか、そういう処理が理想であるという御意見もごつともであると思ひますが、このことについてはなおこの事後の監督等について、一層努力を傾倒させたいと考えております。なお具体的なことは理事長より申し上げるはずであります。

て、回収の累計は、二百八十億になつております。従つて三六・七の回収率になつております。これとてもいい回収ではないのでございます。ただいまお話のように期日がまいりますれば必ずとるというふうな態度はとつておりますが、御承知のように、ただいま大臣の御指摘もございましたように、復金の貸出します資金というものは、市中融資が困難であるという資金を出してあります関係上、一般金融機関はど回収はよくありません。殊に一般金融機関は最近の金融情勢に應じまして、設備資金、あるいは多少長い資金というものは出しておりませんので、ほとんど商業的な資金を出しております。私どもの方は商業的資金は絶対に出しておりません。主として生産に向資金ということになつております関係上、資金の回轉率は悪いのであります。またただいま申し上げましたように、設備資金が相当の額になつておりますので、半額くらいにはなつておると思ひますが、これが今の情勢におきまして、最初に借入先が希望いたしましたものよりもつと多くなつてくるという、何と云うか、額額が上つていきます関係から、むしろ増強しを要求されるというふうな傾向が強いのであります。はなはだ遺憾でございますが、設備の方の資金の回収というものはなか／＼容易でないのでございます。それから運轉資金の中におきましても、たゞ／＼御指摘がございまして、たゞ／＼赤字融資というものをいたしてあります。また、御承知の通り資金が増加してまいります。この運轉資金を貸し増しいたしませんことには

産業が動かないというふうな状態になつておるのでございまして、その関係からなか／＼回収が遅いということは事実でございます。ただいま御注意もございましたが、この上ともなお一層の努力をいたしまして、回収に努めたいと存する次第でございます。

○塚田委員 継続のときの判断はどういうぐあいにしますか。

○北代説明員 継続いたしますときは、先方の申す金繰り状況をよく聴きまして、その金繰りによつて、これだけだけの金とれるかということ具体的に調べまして、その数字をきめるのであります。決定いたしましたのは大体復興金融庫の役員に委任されておりました、特に著しい、また異例のものにつきましては、委員会の承認を受けておりましたが、塚田委員もすでに御承知の土曜関係のもの、これは先日も申し上げました通り、大体これは政府の支拂を紐つきにして融通いたしておるのであります。この政府の支拂があるごとに必ず先方と交渉いたしまして、先方の手もとの許す範囲におきまして、なるべく多額の金額をとるというぐあいにいたしておりました。その継続につきましては、委員会の承認を受けるという手續をとつております。

の経済政策面のしりがまた復金へきている。これは是非ひとつ再考慮を大臣にお願ひしておきたいと思ひます。今まで出ております資金の中で、赤字融資のことは、これは先ほど申しました政府の物價政策というものが、結局赤字融資というものを余儀なくしている。それとも、一つ、政府支拂が運延して、そのためにそのしりがまた復金へきておるといふことが非常に多いのであります。いろいろ聴いてみると、これは政府からもらえる金で、当然時期もきているのだけれども、もらえないために、どうしても資金繰りに困るからこれをどうかしてくれ、そういうことになりますと、結果はどうなるかということ、復金の金を出すとあります。一まり増資をいたしますというところは、政府に融資のわくというものを與えるのであります。そうすると、その融資のわくを與えるときに、それは政府支拂の遅れているために、そういうわくがだん／＼と大きくなつていく。そこで、もしやまきくれば、その政府支拂が行われれば、当然回収がつかなければならぬのであり、回収がつかばそのわけを縮めてもいいのであります。悪くいへば、増資という形が抜けにくい、これはなか／＼縮められない。うまくいけばそこに若干余るものが出てくるわけであるが、實際問題としては、先ほど申上げましたように、政府が支拂われない、金は思ふように返つてこないものであります。大抵はそれがほかのものに流用されてしまふというところは、週日提供していただいた二、三のバランスシートというのを見てみますと、あり／＼とかがえる。当然

運轉資金として貸したのであつて、それが流動資産の形で出なければならぬのに、流動資産を見てみますと、それだけの金額がなくて、固定資産に變つてしまふ。どういふように当初の目的以外にこれが流用されているというふうなことが非常に多い。そういう状態になつておるから、その現実の状態を見ると、なるほどそれをとると仕事が見ると、なほどうとそれをとると仕事がついていけなくなる、事業がつぶれるという事態に見える。ところがそれは一体そういうぐあいに資金を使つたものが悪いのであつて、それを現実の状態からこれはとれないというふうな判断をされることは、これは回収の面の御判断としては、きわめて適切でないかと私に考へる。御承知のように國家財政は非常に苦しいのでありますから、先日も私御質問申し上げましたように、一般からいけば無理と思へるような税金を、國民の納得の上において納めていただきたいということを、熱心に國民に向つて要請してはいる。これも私は國家の今日の財政状態からすれば、政府のお立場もたしかにやむを得ないものがあるというところは承知してはいる。最後には競賣に付しても強制徵收をしようというぐあいに、税金に対しては熱心な断乎たる腹でせられる政府が、貸した金がうまくとれない。これをとればつづれるというふうな氣持は、これは彼此矛盾があるのではないかと、こつ／＼と私に考へる。だから、そういう点も御考慮くださつて、回収の面に対する努力といふものを、今後相当真剣に実績をあげていただく、そして復金資金の今後の需要は、過去の貸出しの回収によつて相当程度賄えるというふうな形にせむやつ

ていただきたい。それと、ただいま理事長が仰せになつた回収の比率、これは数字の上では相当よくなつておりますが、私が御想像申し上げるのに、それはおそろしく公團融資を含めたものの数字であると思ひます。公團融資を除外すると、一般の回収はもつと少いのではないかと思ひます。以上申し上げる／＼申し上げましたが、とにかく回収の点においても少し眞剣な努力をし、実績をあげていただくのなれば、ただいづでも増資増資だといふいき方には賛成いたしかねる、かように考へるのであります。この点について大臣の御所見を承りたい。

○北村國務大臣 承つてごもつとも御意見であります。御趣旨に十分副いたしたいと思います。ただ、一般の金融機関と違ふ点は、さつき申し上げた通り、また御存じの通りであります。何と申して企業を活かし、日本の経済再建のために役立つということが、復金の当初の目的なのでありますから、これは何でもかんでも取立てるといふわけにはいかないと、非常に判断のむずかしいところがあると思つてあります。しかし、当初の目的以外に流用したというようなことがあつてはなりません。また、そういうふうな当初の目的以外に流用されたということをももろ知らずにいるということがあつたらば、これはお悪いことであると思つて、それらの点につきましても一層、さつきから申しますように、爾後の監督というものが、はたして投入された資金が最も効率的に使われているかどうか、そして大きな目的に副うことになつていくかどうか、というふうな点に重大な関係があると思

いますので、そういう点に対しては、十分これを履行し得るような人的な組織、もし足りないければこれはさらに人的組織を強化してもよろしいし、その他、あるいはこれは話が逆になるかも知れませんが、資金計画において、もつと民主的な方法があるはずだ、國會その道のエキスパートにはいつていただいて、安本を中心とするというふうなものを、もう少し運つた形にして、資金計画にも少し開與していただくということも非常にいいことではないかと思ひます。本日の御質問全体を通じて、復金のあり方そのものが、どこをどう改善すべきかといふことについては、かなり深い点に觸れていただいたということを感じたいと思ひます。御趣旨に十分副いたことをお約束申し上げます。

○早稲田委員長 中曾根君。

○中曾根委員 復金の問題につきまして大蔵大臣に二、三伺ひたい。形式的には、日本銀行なりあるいは日銀總裁というものは、かなりの格式をもつて相当強化されていると思つておりますが、実質的には、相当権威をもつて金融界に対して対処していただかないと、國家のために由々しいことになるとは思ひます。ところが、一般の觀念において、ややもすれば、復金というものは、政府に從属している、つまり政府の事業であるというふうな感じをもつておられる。これは復金の方もそういうお考えを無意識的にもつておられるのではないか。具体的にいろいろ考へてみますと、たとえば財政負担でなくちやならぬようなものを復金の

方で負担している部分も私はあるだろうと思ひます。そういう場合には当然復金の理事長なり、理事が、政府に反撥して、それは政府で負担しない。それくらいのことでは言ひべきではないかと思ひます。そういう意味からして、私は復興金融金庫なり、あるいは復金の理事長というものを、ある程度大蔵大臣に對して独立的な地位を保たせるような、法的保障をするということをお約束か。この点を承りたいと思ひます。

○北村國務大臣 ただいまの御質問、承つてごもつともあります。復金は御承知の通り永久の存在にはなつておりませんが、これは日本の経済復興のために必要な、臨時的な機関である。將來恒久的な機関に變るべきものと思ひます。その場合には、これはよほど考へなければならぬ。このいふふうな考へておられます。それから、ただいまの機構は、元來私自身一個の私見から申しますと、たとえば日本銀行などにしても、もつと自主的な獨立性というものを確保して、大蔵大臣に隸屬するということではなくて、業務執行としての、何と言ひますか、もつと権威をもつて仕事をすべきだ、こう考へておられます。今の復金の現状において、ただちに中曾根君のおつしやつたようにすることがいふかどうかといふことは、まだ確たる自信はございせんので、ここではつきりしたことを申し上げることはよつと困難でありますけれども、お説の点はきわめてごもつともあります。従つて私は一つの方法として、たとえば融資のことを決定すべき最高の機関である復金委員会というものは、できれば國會のそ

れぞれの方々に参加していただいて、そうしてそこでやれば、たとえば今お話をなつたように、これは財政負担でやるべきだということになれば、その最高の機関においてこれを拒絶するといふようなこともできるような組織にかゝること、きわめて民主的な一つの手ではないか。しかし復金の理事長が非常に獨裁性を發揮するということになつた場合に起り得るいろいろな場合も想像できるので、むしろそれよりは、委員会などに國會のそれ／＼の方々に参加していただいて、これは財政負担でやるべきだ、あるいは政府ではむりだ、といふふうにするこゝはいいことだ。このいふふうな考へておられます。

○中曾根委員 ただいまの御答弁をいただきまして、私も、非常に同感に思つております。たとえば物價改訂を行つた場合には、これは当然すぐ政府が負担すべきものか、あるいは獨立採算制をもつて会社にやらすべきものか、こういう問題が起ると思つておられる復金當局の方、これに対する有力な意見を大蔵大臣に具申するといふことは必要なことである。このいふ点についてもひとつ御考慮をお願いいたします。

それから委員長にお願ひいたしましたのですが、財政金融委員会において、復興金融金庫を監督するという小委員会が設けられておられますが、これはどちらかと言つて、國會議員が余暇にやつておられるような仕事であつて、必ずしも私は成功し得ないだろうと思つて、かして復興金融金庫にすれば、また現在の日本の産業界なり、あるいは融資な

り、あるいは財政というものに關して、かなりの意見もあるはずだろうと思ひます。たとえば不満もあるだろうし、あるいは政府に対する要望もあるだろうし、あるいは政府に對するものは政府が当然やるべきだといふ具体的な問題もあるだろうと思ひます。現在の復興金融を中心にして、財政金融委員会に對して意見書を復興金融金庫から出してもらう、これはかなり良心的なものを、出してもらう、非常にいいわけであり、これをわれ／＼が復金というものを監督する上において、一つの資料として活用したい、このいふふうな思つておられますが、この点は私は委員長に御判断をお願いいたします。

それから第二番目は、今度二百億の政府出資というものが出てくるのであります。これは當然大蔵大臣におかれては物價改訂といふものを考慮に入れらるゝの御措置であらうと思ひます。それと、これは來年度の予算編成方針にも關係してきますが、補給金やつばり今まで通りやつていくのか、あるいは企業に對して獨立採算制を維持させるように順次誘導していくのか、このいふ御判断もあつたことだらうと思ひますが、この二百億の金額が、第一、四半期における資金計画との関連において、どういふ内容で出されておるか。もしおわかりであれば、あつても結構ですが、第一、四半期における資金計画なるものをひとつわれ／＼にお示しをお願いいたします。これをひとつお願いいたします。

○北村國務大臣 御質問の第一点は、物價改訂等について、復金理事長の意見を取入れるかどうかという点であつたと思ひますが、これはきわめて適切

第一類第十六号 財政及び金融委員会議錄 第十五号 昭和二十三年三月三十一日

なことでありまして、直接企業にふれ、融資をしながら、これを重大な関係をもつ復金側の意見というものを取入れるべきである、こういうふうな考へておられます。また資金を放出した面から、このものについては特にこの程度の物價改訂が必要である。全体を眺めて、空視野において見たときに、復金の見方と違ふ場合はあり得ると思ひますけれども、これはきわめて好参考資料になるに違ひないと思ひますので、そういう場合に、復金の意見を徴するということはやるべきであると私も考へておられます。

それから、今回の二百億は、物價改訂を予想してあるかどうかというお話でございますが、これは大体、たゞいまの物價というものをそのままにして、二百億を算定いたしました。將來行われるべき物價の一部の修正というところは、この二百億の中にはいつておりません。そのことを申し上げておきます。

○中曾根委員 資金計画のことを……  
○北村國務大臣 資金計画はあとから申し上げます。

○早稲田委員長 たいだいま中曾根君から委員長にお尋ねの件に關しましては、至極ごもつとも存じます。本件に關しては、すでに小委員会を設けて、それ／＼手配もいたしておられますが、おそらくこの小委員会においても、中曾根君の御意見のようなお考えをもつていらつしやる方が多いと存じます。従つて小委員会において篤と御相談をいただいた上で、適當な措置をとらしていただきたいと思ひます。  
○中曾根委員 最後にも一つ大藏大臣にお尋ねしたいのですが、三党政

策協定の中に、復金の問題について民主化をやるということ、それから適當な監督機關を設けるといふような言葉があつたと思ひます。この点については野党の方もおそらく御同意をいただける考へ方であると私は思ふのであります。ちよつと財政金融委員会において、復金監査の小委員会が設けられております。私はこの新しく設けらるべき復金に対する監督機關といふものは、何らかの形において財政金融委員会との連携をもつて、われ／＼の希望から申し上げますれば、やはり國會議員が片手間にやつておられるのでは、はなはだ不徹底であり、成功も期し得られないと思ふので、常設的な監督委員會を、専門委員その他を使つて、財政金融委員会に附屬せしめる。そういう構成が私は望ましいのではないかと思ふ。三党における政策協定が具現化する場合には、またこれはなるだけ迅速にやらなくてはいかんと思ひます。その場合にこの財政金融委員會の指揮を受けるというか、何らかの形において、そういうような關係が保てる上りな監督機關にしたいという希望を私はもつておるのでありますが、この点についての大藏大臣のお考を承りたいと思ひます。

○北村國務大臣 その点については、だん考へておるのでありますが、何か近く復興金庫の監督委員會といふようなものを設けて、ただいまお話のようなことも考慮に入れていたした。これは私も今考へておられます。では、國會議員だけではなくて、國會議員のほかには学識経験者、商工業者の代表者とか、いろいろ／＼な者で、しかも公正な立場に立ち得る人を選んで、幾

人か、かなりの数の委員を常設の委員會にして、常時監督をやつてもらふといふふうなことにしてはどうか、一つ私案をもつておられますけれども、これはまだ非常に成熟したものではございませんので、おそらくあまり遠くないうちに成案をもつてお諮りすることができると考へておられます。

○早稲田委員長 ほか大藏大臣に対する御質問はありませんか。  
○河井委員 復金に關しまして、大藏大臣にお尋ねしたいのですが、民主黨の政策の一つとして掲げられても、おりました。また北村大藏大臣のお話の中に、生産公債を出すといふようなお話がございましたが、これはどういふ仕事のためにお使いになるのでありましようかといふことをひとつお聞きするのと、それから復金の資金は、復金を発行して大部分は賄つておられるわけですが、生産公債を發行されるということは、復金債券の募集に影響しないだらうかかどうかといふことを、またお尋ねしたいと思ひます。

○北村國務大臣 實は生産公債という言葉は、ここで率直に申し上げますと、社會黨の三党政策協定のときに出した言葉でありまして、従つてこれはほんとうの意味はどういうことかよく存じませんけれども、大体従來公債といふと赤字公債という觀念が非常に頭にしみこんでおる。それでなくして、具體的の生産の資金だといふことをはつきりさせて、そういう公債が出ておるいじやないか、こういうこと、それから今のところ借金になつておつて、赤字はいけない、借金はいけないという建前ではあるが、新たに生産のために

必要な資本勘定であるならば、もし市場で消化できますならば、そういう公債は出してはよからう、こういうふうな考へを私はもつておるわけでありませう。ただ實際問題といたしましては、ただいまのところ國民所得の中から、かなりな税金が吸収せられて、そうして蓄積が相当困難である。その新しい蓄積のうち、約半分は國家の財政資金にまわさなければならぬといふふうな状態になつておる。従つて産業部門にまわし得る部分といふものは、その残りの半分である。こういうことから、一般金融機關の資金力といふものは非常に弱つておるときでありまして、市場消化ははたしてできるかどうかといふことになる。相当問題でございます。復興金融庫債もまた市場消化がなかつた困難である。経済が安定いたしましたして、それ／＼の企業が、社債でも發行して、どん／＼消化するといふ時代がくれば、復金の存在は必要でなくなるだらうと思ひます。そういう時代がくれば、生産公債も大いに募集できるだらうと思ふのであります。けれども、今の現状においては多くの望みをかけ得ないのではないかと、一應の考へとして、そういう考へがある。こういう程度は御了解が願ひたいのであります。

○河井委員 どういう企業のために生産公債を募集なさるといふお考へでしやうか。  
○北村國務大臣 これはきまつたことでもなければ、實は三党の政策協定の中にそういう言葉が使われておりまして、たゞに具体的に具体化するといふほど差迫つた問題でもないものであります。ただいま申しますような、現在の日本の金融情勢から考へまして、その

この考へ方はよいけれども、今ただちに市場消化ができるかといふと、どうもできない状態にある。早くそういうものが消化できる時代がくるように努力しなければならぬ。こういうふうな考へておる次第でありまして、かりに政府みずから生産公債を發行するといふことがありたいと思ひますれば、たとへば鉄道の場合のカー・ポンドといふものも一つの考へ方ではないか。鐵道を一つの公企業と見て、それに資本勘定として一般大衆から金を出してもらつて、公債で賄うということがあれば、これは一つの生産公債的なものじやないかといふふうな考へられるわけです。

○河井委員 いま國の経済といたしましては、いわゆる重点産業主義をとつておるのでありますが、要するに資金とか、資材といふものが乏しいから、重点産業として傾斜生産方式をとつておる以上、そこへすべて集中されなければならぬのですが、生産公債を發行されていきますと、この重点産業以外の仕事に、資金なり、資材なりを集められるということになると、重点産業の遂行に矛盾を生じはしないではないでしやうか。その点をお尋ねいたします。

○北村國務大臣 はなはだ失礼ですが、けれども、ちよつと書いたものを読んでおりましたので、もう一度……  
○河井委員 今言うまでもなく傾斜生産の方式をとつて重点産業をやつておるわけですが、それは結局乏しい資材と資金を、重点産業にのみ注ぎこまなければならぬのですが、その今日の状態において、なお生産公債といふものを發行して、資金なり資材なりを集め

○河井委員 今言うまでもなく傾斜生産の方式をとつて重点産業をやつておるわけですが、それは結局乏しい資材と資金を、重点産業にのみ注ぎこまなければならぬのですが、その今日の状態において、なお生産公債といふものを發行して、資金なり資材なりを集め

○河井委員 今言うまでもなく傾斜生産の方式をとつて重点産業をやつておるわけですが、それは結局乏しい資材と資金を、重点産業にのみ注ぎこまなければならぬのですが、その今日の状態において、なお生産公債といふものを發行して、資金なり資材なりを集め



る余地があるかどうか。かりにそういうことをするならば、重点産業の傾斜生産形式を振興する上において、矛盾と影響はないか、こう言うのであります。

○北村國務大臣 生産公債のことはさきに申し上げました通り、一つのアイデアとして、これはおもしろい考えだという程度に私は考えておるのであります。それで生産公債と称するものは、今日の段階におきまして、今の日本の経済金融の情勢で、ただちにそういうものが発行できると思っております。せんけれども、他日もう少し経済が安定した場合には、おそらくそういうものが相対するのじやないか。これは大衆消化に訴えて、大衆の資金をそういうもので獲得して、國家生産の面に向けるということができれば、それは一つのおもしろいアイデアだと思っております。

○河井委員 北村大臣は卒直にそういうお考えを言われましたが、実は私の間をとるとは、生産公債を発行することとは非常にものともしらぬことではあります。現在の乏しい資料と現在の経済の段階において、はたしてそういうことが実行できるかどうか、十分には研究しなければならぬことだと考へるのであります。この点につきましても、ただいまの大蔵大臣も大体そういうふうなお考えのようで、今ただちにこれを発行するということはないというお話しでありましたが、なお十分に御検討していただきたいと思へます。

最後に一つ、復金につきましても、実際の問題をお尋ねしたいのですが、塚田委員からしきりに貸しつけた金の回収について、もつと努力しなければならぬと言われましたことはともつともでありまして、現在四億あまりの金しか回収できておらないというふうなことは、はなはだ回轉率が悪いと考へます。今まで貸し付けられた金に對しまして、はたして裁判所の督促手続などをおとりにしたことがありませんかどうか、それと同時に貸付につきましても、実はきのうも都下の新聞に出ておつたのでありますが、復金に融資を申請してから、三箇月で融資ができれば大成功だ、六箇月から一年かかるとは、さうだ、きわめて非能率的、官的だというふうなことが書いてあります。復金に對していろいろの疑惑があります。復金を對していろいろの疑惑があります。復金を對していろいろの疑惑があります。復金を對していろいろの疑惑があります。

いは肥料というふうな筋がきまつたものには、かなり早くいかもしれませぬが、一般産業への融資につきましても、非常な困難をもつてあらゆる開門を突破した上でなければならぬ、むずかしい。こういう事情につきましても、北村大臣は、民間の金融事情には多年御経験もあり、かつ造詣の深い方でありまして、この非能率的、官的と言われる機構、その仕事振りをビジネス的にやつていただくことに御関心をおもちを願ひたい。さういふことに理事長もいらつしやることであらうから、その点についてひとつ、大蔵大臣のお考えなりをお聴きしたいと思ひます。

○北村國務大臣 まことに御もつともな御意見でございます。第一に復金が官的であるという御意見でありまして、復金には御承知の通り大體銀行家が出ておりました。そが役人くさいところは、私は見とおせませんが、ただ貸出については非常に慎重にやらねばならず、また慎重の上にも慎重にやれと命ぜられておるわけでありまして、しかも復金で融通するといふ場合には、その融通した資金が設備資金である場合には、必ずその設備がどこか手にはいるか、そのものがあるかないか、現にどこにあるか、どれだけの期間の後にそれが實際着手できるかといふところまで抑えないと、簡単に貸し出せないというので、安本と連絡したり、商工省と連絡したり、あるいは貿易産業関係ならば貿易と連絡をするといふふうなことがありまして、これは貸出をきわめて慎重に、厳選、慎重というふうな関係から、時間のかかる点はある程度やむを得ないと

思ひます。しかしお説の通り忙しい産業界において、復金を金を借りるために、ずいぶん長い間かかるというふうなことがあつてはなりませんので、全体の問題としては非常に敏速にやるように一層努力をいたします。注意もいたしたいと考へる次第であります。それからなお一層詳細なことにつきましても、さういふことに理事長が出席しておられますから、理事長より御説明を申し上げます。

○北代説明員 たいまお話がございました復金の貸出の手續でございますが、これは復金へお申込みになります。方々は御案内の通り非常に急いで資金を融通を受けたいという事情は万々わかつておられますが、復金はただいまお話がございましたように、石炭とか、鉄とか、肥料とか、会社の内容のわかっておりますものにつきましては大体見當がつかすけれども、新しい方がお出でになりましたときには、何もこちらに資料がございませんもです。自然お申出の事柄につきまして一應事情をコンブアームするといふ手續をとります関係上、ただいま大臣の御指摘がございましたように、各官廳、特にその業種を監督しております、あるいは助成しております官廳と連絡するといふふうな手續をとります関係上、相當の時日を――相當と申しますか、ただいま御指摘のございました長時日を要することがあるかと存する次第でございます。殊に官廳関係におきましては、これはまた資金計画等の問題にもなつてまいります。大体先ほど申しました四半期毎に資金計画を立てておられます。その資金計画のわ

を、現業の官廳では一々お調べになるやうでございます。私の方はその資金のわくとつことはあまほやく見ず、客観的情勢に對應いたしまして、資金の需要状況について資金を出すことになつておりますが、各官廳は一應資金計画のときのわくとつ非常に重要視される關係上、私の方でやつております監視会におきまして、各官廳の連絡のつきに、さういふところで意見の不一致がございまして、そのために延びるといふやうなことも私は聞いております。さういふ傾向はおもしろくないので、復金の立場をいたしまして許される範囲においては、迅速に運びますつもりであります。ただいま御指摘のやうな不都合がございすれば、それははなはだけしからぬことでございます。今後は一層御注意に従ひまして、事を敏速に運びすように努力したいと思つております。

○早稲田委員 長 お諮りをいたしました。本来ならば理事會に諮るべきであります。理事會の方が少いのでありますから御相談しますが、大蔵省預金部特別會計法に関する法律案と、それから資金特別會計法の一部を改正する法律案は、復金も盡きておるやうでありますので、この際御審議を願つて、できればあげたいと思ひますが、いかがでございますか。

それからもう一つ、議案整理のために受付けぬやうにいたしておるのでございますけれども、政府が発行する福引券の準備金に関する所得税の課税の特例に関する法律案というのが、簡単な法律案ですが出ております。これは政府のタバコに福引券を付けるために、これに所得税を課さないやうにし

九

たいという法律案ですが、これも四月一日から施行する関係で、できればきょうあげてもらいたいというのです。きょう受取つたのです。

もう一つ社会党から全官公職争議解決に関し政府に対する勧告決議案を出したい、こういう申入れがあるわけですが、この場合休想して御相談願いたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後四時三十八分休憩

午後七時五分開議

○早稲田委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

金貨金特別会計法の一部を改正する法律案及び大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。佐藤君。

○佐藤(鶴)委員 両法案はすでに論議が盡きたと思ひますから、討論を省略して採決に入りたいと思ひます。

○早稲田委員長 佐藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議はないものと認めます。

両案は討論を省略してただちに採決いたします。右両案に対して御賛成の方は御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員、両案は原案の通り可決確定いたしました。

暫時休憩します。

午後七時七分休憩

午後七時十五分開議

○早稲田委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

○赤松(勇)委員 ただいま全官公職の争議が、すでに相等長期にわたり展開されておるのであります。この争議の問題は、わが國の経済再建並びに國民生活に及ぼす影響極めて甚大なるものがあるものであります。従つて國會といはしましては、このストライキに対して何らかの意思表示をなし、同時にまたこの争議の円満解決のための勧告決議案をこの際上程いたしまして、廣く輿論に訴へることが必要であると考えるのであります。そこで私は本委員会に代表せられておられます各派の協同提案といたしまして、全官公職争議解決に関する勧告決議案を提案したいと思ひますのであります。その勧告決議案の内容を朗讀いたします。

全官公職争議解決に関する勧告決議案

全官公職の争議は國民生活及びわが國経済再建に重大なる影響をもつものである。よつて衆議院は本争議を左記の方法によつて事態の円満なる解決をはかることを当事者に勧告する。

一、賃金給與に関する基本原則の点については、政府と全官公職従業員との間に、全官公職労働組合連絡協議会との間に、なお相当の考へ方の相違があるとしても仮拂い二千五百円を除く四百二十円の支拂い方法の操作については、円満妥結の可能性は十分にあると考へられる。よつて政府は全官公職労働組合連絡協議会と速やかに団体交渉を行い、その要求を尊重することを。

二、さきに國會が可決した政府職員俸給等に関する法律は、一時支拂いの暫定給與である。従つて政府は臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に示された意向を参酌して、速やかに國鉄を含む全官公職労働組合連絡協議会と団体交渉を行い、従業員の意向を尊重し、速やかに國會に法律案を提出すること。

三、政府は二千九百二十円基準に基づく支拂いについては、決議案第二項において勧告した法律によることを確認すること。

四、政府は二千九百二十円賃金基準が、昭和二十三年一月の民間水準に基くものであるから、新年度においてはなるべく速やかに新賃金基準決定に着手すること。

五、政府並びに全官公職労働組合連絡協議会は、問題をただちに平和的事態に移し、互譲の精神をもつて解決をはかること。

以上が勧告決議案の内容であります。これを提案いたしました本委員会に代表を送つておられます各派の御賛成を得て、各派共同提案としてこれを出したいと考へるのであります。

○早稲田委員長 暫時休憩します。

午後七時二十二分休憩

午後七時二十六分開議

○早稲田委員長 再開いたします。

先ほど赤松君より提案されました動議には全員御賛成のようであります。従つてこれを採択するに御異存はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 勧議の通り決定をいたします。なおこの動議については、それらの手続を経て本會議に提案することに決定いたしました。本日はこれをもつて散會いたします。

午後七時二十七分散會

○早稲田委員長 勧議の通り決定をいたします。なおこの動議については、それらの手続を経て本會議に提案することに決定いたしました。本日はこれをもつて散會いたします。

午後七時二十七分散會

〔参照〕

臨時資金調整法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨

臨時資金調整法は、昭和十二年九月公布施行せられて以來物資と資金の需給の適合を図り経済秩序を確立することを目的として運用せられて來たのであるが、最近の経済情勢は同法が制定せられた當時とはその様相を異にするに至つたので、同法の内容についても種々検討を加へる必要が生じて來たのである。そこでこの際一應臨時資金調整法を廃止することが適當であると認め、ここに臨時資金調整法を廃止する法律案が提出された次第である。

二、本案の可決理由

経済情勢の推移に伴い、臨時資金調整法に種々検討を加へべき必要が生じたので、一應同法を廃止せんとする本案の趣旨は大体において適切なものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

財政及び金融 早稲田柳右二門 融委員長

衆議院議長 松岡駒吉殿

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

今次國會に提出された臨時資金調整法の廃止に関する法律案においては、必要な経過措置に関する規定は一切掲げてないので若しそのまま施行せられるときは、臨時資金調整法に基いて適法に行われていた行為が或いは適法に発行し又は發賣せられた証券、証券等についてこれらが何れも無効となりそれが処理に關し混乱を生ずる虞れがあるため、ここに経過措置を規定する法律案が提出された次第である。

その要点を述べれば、

第一は、興業債券及び商工債券については、償還期が到來するものについては、これを借換えさせる必要があるため、借換のための発行のみは今後も引続きこれをできることとしようとするものである。

第二は、臨時資金調整法により、金貨金特別会計が所有している興業債券は、今後も引き続きこれを所有することができることとした。

第三は、臨時資金調整法に基いて発行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、報國債券及び所謂宝くじ並びに同法に基いて取扱われていた所謂割増金貯蓄等については、この際繰上償還や預金契約を変更することは却つて弊害を伴うので、今後も夫々の既に與えられた條件通りにこれを処理しようとする。

ると共に、そのうち所謂割増金附貯蓄及び所謂宝くじについてはその取扱又は発費に關して命令が発せられているため、一切の準備が既に進行しているものはその分に限りに、特に今後の新たな取扱や発費をも認めようというのである。最後に臨時資金調整法に規定せられてゐる罰則に關して、同法廃止後もこれを有効とすることが適當と認められるので、必要な規定を設けることとしようとするものである。

二、本案の可決理由

臨時資金調整法の廃止に關する法律案がそのまま施行せられた場合においては、臨時資金調整法に基いて適法に行われている行為或いは適法に発行し又は発賣せられた証券、証券等について、これらが何れも無効となりこれが処理に關し混乱を生ずる虞れがあるのである。従つてここにその経過措置を規定する必要がある。以上の理由により本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月三十一日  
財政及び金 早稲田柳右五門  
融委員長  
衆議院議長 松岡駒吉殿

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入る繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的  
大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳

出は別途提案された昭和二十三年度特別会計暫定予算に計上してある如く、その歳出は、事務費、預金利息、他会計への繰入金、給與特別措置費等合計一億五千八百三十六万五千円を要するのであるが、その固有の歳入としては預金部資金の運用による利息、有價証券の償還による益金等二千六百三十五万一千円であつて差引一億三千二百一十一万四千円の歳入不足を生じているのである。

本案計における歳入不足については、借入金でこれを補填する方法も考えられるのであるが、これは本案計の性質に鑑み適當でないのみならず健全財政の趣旨にも副わないと考えられるので、この歳入不足額一億三千二百一十一万四千円についてはこれを一般会計から繰り入れんとするものである。なお今回の措置は後日、本案計の財政状況が健全な状態となつた際には、その繰入額に相当する金額は本案計から一般会計へ繰り入れることとするため、これに關する規定も設けてある。

二、本案の可決理由

本案計における歳入不足額は、これを一般会計から繰り入れんとする本案の要旨は、本案計の性質に鑑み、又、健全財政の趣旨にも副うものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年三月三十一日  
財政及び金 早稲田柳右五門  
融委員長  
衆議院議長 松岡駒吉殿

金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的  
金資金特別会計においては、資金の運用として貴金屬の賣買操作を行なつてゐるが、この操作を行うに當つては産金法等により新産貴金屬は全部買上げを要すると共に、買上貴金屬の國內消費向けの拂下については連合國司令部の承認を必要とし、同司令部よりは四半期毎に國內消費の必要最小限度の拂下數量を指定されるので、買上貴金屬の金額は、常に手持貴金屬の拂下金額を超過してゐる状況である。ついではこの賣買のアンバランスから生ずる資金の不足を一般会計からの繰入金を以て補填しようとするものである。

しかして本年三月中における買上貴金屬の支拂所要額は約三千四百六十九万八千円であるのに対し、三月中旬の資金残高は約四百五十万円で、差引三千九百八千円を四月に繰り越すことになり、四月中の買上貴金屬の代金見込額約六千四百八十三万円との合計額約九千五百二十八千円の不足を生ずることとなるのである。

この不足金額の端数を切上げ、一億円を別途提案した昭和二十三年度一般会計暫定予算に計上すると共に、法律を以てその旨を規定する必要があるため、金資金特別会計法にその繰入に關する一條を設けようとするものである。

二、本案の可決理由

貴金屬の賣買のアンバランスから生ずる資金の不足を一般会計からの繰入金を以て補填せんとする本案の趣旨は大体において適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年三月三十一日  
財政及び金 早稲田柳右五門  
融委員長  
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十一日印刷

昭和二十三年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局